

優秀発表表彰細則

(趣 旨)

第1条 本会定款第5条第1項第8号に基づき、日本歯科保存学雑誌(以下「本会機関誌」という。)に掲載された論文と日本歯科保存学会学術大会(以下「本会学術大会」という。)において優れた研究発表を行った者を表彰するために優秀発表表彰細則(以下「細則」という。)を定める。

(種 類)

第2条 優秀発表賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本歯科保存学会年間優秀論文賞(以下「論文賞」という。)
- (2) 日本歯科保存学会学術大会優秀ポスター賞(以下「ポスター賞」という。)

(審査対象)

第3条 各賞の審査対象は、次のとおりとする。

- (1) 研究内容が歯科保存学の発展に寄与するもの
- (2) 論文賞は本会機関誌に掲載された年間の論文
- (3) ポスター賞は春季及び秋季の本会学術大会のポスター発表で本賞に応募したもの
- (4) ポスター賞の筆頭発表者は過去に本賞を受けたことがないこと

(授賞数)

第4条 授賞数は、次のとおりとする。

- (1) 論文賞数は年間で、保存修復学、歯内療法学及び歯周病学の3分野から、それぞれ1論文以内の計3論文以内とする。
- (2) ポスター賞数は年間の、春季と秋季の本会学術大会における3つの研究領域から、それぞれ1演題以内の計6演題以内とする。

(選 考)

第5条 論文賞とポスター賞の表彰選考要項は別に定める。

(決 定)

第6条 選出された受賞候補は、表彰委員会及び常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

(副 賞)

第7条 本賞の趣旨に賛同を得たスポンサーによる副賞を授与する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、表彰委員会及び常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年10月25日から施行する。

この細則は、令和2年10月23日から施行する。